

名桜大学奨学金規程

(平成6年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、名桜大学（以下「本学」という。）に在学する学生のうち、次に掲げる要件を満たす学生に対し、奨学金を給付することによって学習、体育活動及び学生諸活動等の奨励を目的とする。

(奨学金の種類、申請資格等)

第2条 奨学金の種類、支給年額、申請資格、支給対象年次等は次のとおりとする。

奨学金		支給額 (万円)	目的	特記	申請基準	支給対象年次	備考
学業奨励奨学金	第1種	20	学業奨励	—	GPA：3.6以上	2年～ 4年次	※支給対象年次とは、願書の提出・選考を経て奨学金（1年間）を支給される年次をいう。
	第2種	10			GPA：3.2以上		
スポーツ奨学金	第1種	20	学生諸活動奨励	—	日本代表（候補）選出、全国大会（インターカレッジ等）出場又は九州大会優勝した個人又はチーム	2年～ 4年次	
	第2種	10			沖縄県代表（候補）又は国体選手選出、西日本大会出場又は九州大会ベスト4に進出した個人又はチーム		

2 前項に定める奨学金のほか、個人及び団体等からの寄付金による奨学金を新設することができる。

(奨学金の支給期間)

第3条 奨学金の支給期間は、1年間とする。ただし次の年度において願書及び選考によって支給することを妨げない。

(学業奨励奨学金)

第4条 学業奨励奨学金は、学業成績、学生活動、人物ともに優秀で、他の学生の模範となる学生を対象とする。

(スポーツ奨学金)

第5条 スポーツ奨学金は、人物良好で、スポーツ技能が優秀で持続して競技力向上を図る学生を対象とする。

(取得単位の制限)

第6条 第4条及び第5条の奨学金の対象者は、直近2箇学期の修得単位が30単位以上なければならない。ただし、4年次までに卒業に必要な単位を満たすことができると認められる者は、この限りでない。

(募集の時期)

第7条 奨学生の募集は、原則として学年度の始めに行う。

(出願書類)

第8条 奨学生志願者は、次の関係書類を学生課を経て学長に提出しなければならない。

(1) 奨学生願書

活動報告書及び表彰状又は新聞記事等 (スポーツ奨学金のみ)

(選考方法等)

第9条 第2条に規定する申請資格に係る評定平均値 (GPA) の算出方法は、次のとおりとする。

評定平均値 = 換算点数の合計 ÷ 登録単位数 (教職科目は除く。)

成績評価	秀	優	良	可	不可
換算点数	4 × 秀の単位数	3 × 優の単位数	2 × 良の単位数	1 × 可の単位数	0 × 不可の単位数

2 前項の単位数は、直近の2箇学期の登録単位を用いて計算する。

3 奨学生の選考方法及び募集要項等は、別に定める。

(選考委員会等)

第10条 奨学生の選考は、提出書類及び成績表に基づいて学生サポート委員会が行う。

2 学生サポート委員会は、必要があると認めるときは、出願者へ提出書類の追加を求め、面接を行うことができる。

(奨学生の決定)

第11条 奨学生の決定は、前条の委員会等の選考に基づき学長が行う。

2 学長は、決定した奨学生について、経営審議会への報告、学内掲示及び決定した奨学生への通知を速やかに行うものとする。

3 奨学生の決定通知を受けた学生は、所定の誓約書を連帯保証人連署の上、学長に提出しなければならない。

(奨学金の財源)

第12条 奨学金は、毎年度本学が決定する奨学費予算をもってその財源とする。

(奨学生の数)

第13条 奨学生の人数は、財源の範囲内でこれを決定する。

(奨学生の異動報告)

第14条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、該当する事項を学長に届け出なければならない。

- (1) 休学又は退学するとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 願書等に記載した事項に変更があったとき。

(奨学金支給の取消し)

第15条 学長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、学生サポート委員会の議を経て奨学金の支給を取り消すことができる。

- (1) 奨学金の支給年度において、学業成績及び性行が著しく不良となったとき。
- (2) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないと認められたとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) 休学又は除籍・退学等の懲戒処分を受けたとき。
- (5) 傷病等により成業の見込みがなくなったとき。
- (6) 願書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(奨学金の返還)

第16条 前条の規定により、奨学金の支給を取り消された場合は、当該年度に支給された奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

(奨学金の二重支給の禁止)

第17条 第2条に掲げる奨学金を2種類以上支給することはできない。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て理事長が行う。

(その他必要な事項)

第19条 この規程の実施について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月16日)

この規程は、平成15年4月16日から施行する。ただし、改正後の第2条に規定する支給対象年次のうち1年次については、平成16年度入学者から適用する。

附 則 (平成16年2月2日)

この規程は、平成16年2月2日から施行する。

附 則 (平成17年3月23日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月25日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月8日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月24日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月16日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。